

日本司法精神医学会
学会認定精神鑑定医 更新受験要項
2023年度

日本司法精神医学会 研修・教育企画委員会

学会認定精神鑑定医 認定更新要項

1.更新審査日程

(1) 更新申請

「申込受付期間」 2023年6月1日（木）～7月31日（月）

◆締切当日消印有効

(2) 更新審査の合否通知

2024年1月下旬（予定）

◆2月10日を過ぎても合否の通知が届かない場合には事務局へ連絡してください。

(3) 更新認定

「認定証交付及び名簿登録」 2024年3月下旬（予定）

◆更新者へ認定証を交付します。

2. 更新資格要件

以下の（1）から（4）までの要件をすべて満たしている者

（1）日本国の医師免許証を有する者

（2）更新受験申請時に本学会員である者

（3）精神保健指定医であって、日本精神神経学会専門医の認定を受けている者

（4）本学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」を認定期間中（2019年4月1日から受験申請申込日まで）に受講している者

3. 受験申請費用

更新申請料 30,000円（更新申請時に納入） 納入期限：更新申請書類提出前

認定審査料 30,000円（面接審査時に納入） 納入期限：2023年11月10日

登録料 10,000円（認定証交付時に納入） 納入期限：2024年2月28日

郵便振替口座

口座番号：02290-5-120394

加入者名：日本司法精神医学会 認定鑑定医制度事務局

◆最寄りの郵便局で、払込取扱票（青色）を使用し、「郵便振替口座番号」「加入者名」「金額」「ご依頼人」欄に記入して納入して下さい。

◆通信欄へは「更新申請料」、「登録料」のいずれかを記入してください。また、「ご依頼人」と受験申請者が異なる場合は、通信欄に受験申請者名も記入してください。

- ◆振込手数料は各自で負担してください。
- ◆更新申請料は更新申請時に納入してください。更新申請料の返却はいたしません。

4. 申込先及び申込方法

(1) 申込先

〒025-0033 岩手県花巻市諏訪500 (独) 国立病院機構花巻病院
日本司法精神医学会 認定鑑定医制度事務局
TEL 0198-24-0511 FAX 0198-24-1721

(2) 申込方法

申請に必要な書類一式を郵送してください。

- ◆必ず郵便書留を利用してください。
- ◆レターパック等の使用はお控えください。

5. 提出書類

- (1) 学会認定精神鑑定医更新申込書 (※)
- (2) 受験資格調査票 (更新用) (※)
- (3) 医師免許の写し
- (4) 精神保健指定医証の写し及び日本精神神経学会専門医の資格認定証の写し
- (5) 認定期間中 (2019年4月1日から受験申請申込日まで) に本学会が開催した「刑事精神鑑定ワークショップ」の修了証書またはその写し
- (6) 受験申請料振込領収書またはその写し
- (7) 次項に記載する各事例について匿名化した精神鑑定書の写し及びその要約書 (※) 4部

※印は、学会ホームページ (<http://www.jsfmh.org/>) よりダウンロードして使用してください。

- ◆提出された書類は原則として返却しません。
- ◆更新資格・提出書類が要件に該当するか否かを審査し、更新要件を満たしていない申請者へは結果を通知します。

7. 提出する精神鑑定例

- (1) 申請にあたって提出する精神鑑定例は、認定期間中 (2019年4月1日から受験申請申込日まで) に行ったもの1例にかかるものとします。
- (2) 提出する精神鑑定例は、起訴前本鑑定 (刑事訴訟法第223条の規定により

検察官から嘱託された刑事責任能力にかかる鑑定)又は刑事訴訟法第165条の定めにより裁判所が命じた公判中若しくは公判前の刑事責任能力にかかる鑑定(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第50条に定める決定に基づくものを含む。)とします。なお、提出する精神鑑定書の写しと要約書は、検察庁または裁判所に提出した精神鑑定書にかかわるものでなければなりません。訴訟能力鑑定書及び意見書は除きます。

◆審査及びその結果について疑義・不服等のある方は、書面をもって、研修・教育企画委員会に対して異議を申し立てることができます。異議申し立て期間は認定鑑定医の認定結果通知から90日間とします。

8. 精神鑑定書の作成要領及び注意点

(1) 書式

ワープロで記載したもの(手書き不可)で提出してください。文字の大きさは10.5~12ポイントとし、用紙サイズはJIS規格A4判とします。

(2) 匿名化

以下は、匿名化して提出してください。その他、個人情報保護に細心の注意を払い記載してください。

① 氏名等の固有名詞及び地名

イニシャルではなく、A, B, C等、もしくは、○印等で匿名化してください。

例：○氏、東京都品川区→D市

◆精神鑑定書に直接墨で塗りつぶしたものを提出することも可とします。

② 事件発生年をX年とします。

(3) 記入方法

嘱託機関への鑑定書提出日がわかるようにしてください。

(4) 提出

各事例について精神鑑定書の写しを4部提出してください。

9. 要約書の作成要領及び注意点

(1) 要約書

所定の書式を学会ホームページ(<http://www.jsfmh.org/>)よりダウンロードして使用してください。

◆学会ホームページに要約書記入例を掲載しています。

(2) 書式

ワープロで記載したもの(手書き不可)で提出して下さい。文字の大きさは12ポイントとし、用紙サイズはJIS規格A4判とします。

(3) 匿名化

以下は、匿名化して提出してください。その他、個人情報保護に細心の注意を払い記載して下さい。

① 氏名等の固有名詞及び地名

イニシャルではなく、A, B, C等、もしくは、○印等で匿名化してください。

例：○氏、東京都品川区→D市

② 事件発生年を X 年としてください。

(4) 記入方法

① 受験番号

事務局で記入します。空欄で提出してください。

② 受験者氏名

更新申請者（自ら鑑定人として行った精神鑑定書の作成者）氏名を記入してください。

③ 提出年月日

受験申請書類提出日を記入してください。

⑤ 被鑑定人仮称

被鑑定人本人の仮称を A としてください。

⑥ 性別

被鑑定人の性別をいずれかにレ点（チェック）を記入してください。

⑦ 鑑定時満年齢

被鑑定人の鑑定時の年齢を記入してください。

⑧ 鑑定種別

鑑定種別いずれかにレ点を記入してください。

起訴前本鑑定を行ったものについて、後日あらためて公判で証言することになった場合も、ここでは起訴前本鑑定に分類してください。

提出できる鑑定書の種類に注意して下さい。訴訟能力鑑定書、意見書、私的鑑定は含みません。

⑨ 事件 1 罪種

複数の事件が対象となっている場合、時系列順に事件 1、2・・・と数字を付して追加してください。その場合、年号の置き換え「X年」は最初の事件である「事件 1」の年としてください。

⑩ 事件

事件の概要を示してください。被疑事実、公訴事実などから引用しても構いません。

⑪ 鑑定受嘱日

鑑定依頼を受嘱した日を記入してください。

⑫ 鑑定書提出日

鑑定書提出日を記入してください。

鑑定書は認定期間中（鑑定書提出日が 2019 年 4 月 1 日～受験申請申込

日まで) のものを有効とします。

⑬鑑定入院

鑑定入院の有無にレ点を記入してください。

⑭鑑定事項

鑑定依頼の通りに記入してください。

⑮鑑定主文

実際の鑑定書に記した通りに記入してください。

⑯A. 事件前後の精神状態の要約 (600文字以内)

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を()で記入してください。半角1文字も1字と数えます。

⑰B. 特記すべき検査・面接事項・家族等との面接の実施状況 (200文字以内)

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を()で記入してください。半角1文字も1字と数えます。家族等との面接を実施していない場合には、その理由を記載してください。

⑱C. 精神医学的診断:

使用した診断基準も記入してください。(従来診断も可としますが、その場合にもできるだけ操作的診断基準による診断も併記してください)。2つ以上の診断がある場合には主たるものから列挙してください。

⑲D. 精神医学的診断の根拠 (200文字以内)

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を()で記入してください。半角1文字も1字と数えます。

⑳E. 事件と精神障害の関係についての説明の要約 (600文字以内)

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を()で記入してください。半角1文字も1字と数えます。

㉑F. 鑑定の論点についての要約 (200文字以内)

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を()で記入してください。半角1文字も1字と数えます。

㉒G. その他に意見を求められている場合(たとえば弁識能力/制御能力の有無・程度、医療観察法の適用など)にはその説明の要約 (400文字以内)

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を()で記入してください。半角1文字も1字と数えます。

(5) 提出

各事例について要約書の写しを4部提出してください。

1 0. 申請書類提出後の予定

(1) 更新申請→更新に関する審査→審査の結果通知→認定証交付及び名簿登録
(2024年3月)

1 1. 更新の審査及び決定

試験委員会は提出された匿名化した精神鑑定書及びその要約書をもって更新の審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て更新します。
なお、書類による審査にて必要と認められた場合には面接審査を行うことがあります。

◆「面接日」2023年11月18日(土) 一橋大学一橋講堂(予定)

◆オンラインによる面接に変更する場合があります。

1 2. 更新合否の発表

2024年1月下旬(予定)

◆2月10日を過ぎても合否の通知が届かない場合は事務局へ連絡してください。

1 3. 認定の登録

更新者には、更新通知とともに「学会認定精神鑑定医認定証の更新交付手続き要項」期日までに手続きをしてください。

◆提出及び納入期日 2024年2月28日(水)

1 4. 認定証の交付

理事長より認定鑑定医認定証を交付します。

認定証は郵送にてお送りします。

1 5. 個人情報の取り扱い

申込書等に記載された個人情報については、試験施行における本人確認等、試験に関する業務以外には使用しません。

学会認定精神鑑定医 認定までの流れ（更新）

①学会ホームページより受験要項及び申請用書式のダウンロード
(URL <http://www.jsfmh.org/>)



②受験資格提出書類確認



③受験申請料振込（30,000円）

受験申請料振込領収証の写しが提出書類として必要です。



④受験申込書の提出

【申込受付期間 2023年6月1日（木）～7月31日（月）】



⑤受験資格確認票の受領

【事務局より送付 2023年8月21日（月）～8月31日（木）】



⑥書面による審査にて面接による審査が必要と判断された場合

【面接日の通知 2023年10月24日（火）～10月31日（火）】



⑦認定審査料振込（30,000円）



⑧面接による審査

【面接日 2023年11月18日（土）】

※オンラインによる面接に変更する場合があります



⑨合否通知の発送

【2024年1月下旬（予定）】



⑩登録手続き用紙の提出・登録料振込（10,000円）

【締切日 2024年2月28日（水）】



⑪認定証交付及び名簿登録

【2024年3月下旬（予定）】



⑫認定後、5年ごとの資格認定更新